

改正案	現行
整理番号 No.1-014 平成 20 年 6 月 2 日 制定（国空機第 1276 号） 平成 23 年 4 月 15 日 一部改正（国空機第 39 号） 平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号） 令和元年 6 月 28 日 一部改正（国空機第 359 号） 令和 3 年 11 月 1 日 一部改正（国空機第 658 号） 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正（国空機第 1190 号） 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正（国空安政第 2893 号、国空機第 714 号） 令和 年 月 日 一部改正（国空安政第 号、国空無機第号） サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長 件名：航空機等の輸出のための証明書類の発行について	整理番号 No.1-014 平成 20 年 6 月 2 日 制定（国空機第 1276 号） 平成 23 年 4 月 15 日 一部改正（国空機第 39 号） 平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号） 令和元年 6 月 28 日 一部改正（国空機第 359 号） 令和 3 年 11 月 1 日 一部改正（国空機第 658 号） 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正（国空機第 1190 号） 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正（国空安政第 2893 号、国空機第 714 号） サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 航空機安全課長 件名：航空機等の輸出のための証明書類の発行について
1. 目的（略）	1. 目的（略）
2. 関連法規等 本サーキュラーは、次の関連法規等に基づくものである。 a. 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。） b. 航空法施行令（昭和 27 年政令第 421 号。） c. 航空法関係手数料令（平成 9 年政令第 284 号） d. 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。） e. サークュラー No.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協	2. 関連法規等 本サーキュラーは、次の関連法規等に基づくものである。 a. 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。） （新設） b. 航空法関係手数料令（平成 9 年政令第 284 号） c. 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。） d. サークュラー No.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協

定等について」(平成15年2月27日付国空機第1070号)			等について」(平成15年2月27日付国空機第1070号)		
(中略)			(中略)		
5. 適用 a～b (略)			5. 適用 a～b (略)		
c. 発行する証明書類 (1) 米国に輸出する場合			c. 発行する証明書類 (1) 米国に輸出する場合		
対象	適用条件	証明書類の種類	対象	適用条件	証明書類の種類
航空機	我が国が設計国である新造又は中古の回転翼航空機	輸出耐空証明書	航空機	我が国が設計国である新造又は中古の回転翼航空機	輸出耐空証明書
	米国が設計国である中古航空機			米国が設計国である中古航空機	
	第三国が設計国である新造又は中古航空機(当該航空機に関して「第三国と米国」及び「第三国と我が国」双方において相互承認協定等が締結されている場合のみ。)			第三国が設計国である中古航空機(当該航空機に関して「第三国と米国」及び「第三国と我が国」双方において相互承認協定等が締結されている場合のみ。)	
装備品等	我が国が設計国である新規製造の発動機	装備品等基準適合証	装備品等	我が国が設計国である新規製造の発動機	装備品等基準適合証
	我が国の型式承認又は仕様承認を取得し、かつ、米国連邦航空局 (FAA) の TSO 設計承認を受けている新規製造の装備品	装備品等基準適合証		我が国の型式承認又は仕様承認を取得し、かつ、米国連邦航空局 (FAA) の TSO 設計承認を受けている新規製造の装備品	装備品等基準適合証

	我が国が設計国であり、かつ、FAA の設計承認を受けている回転翼航空機又は我が国の型式承認若しくは仕様承認を取得している装備品等に用いられる新規の改修用部品又は交換用部品	装備品等基準適合証			我が国が設計国であり、かつ、FAA の設計承認を受けている回転翼航空機又は我が国の型式承認若しくは仕様承認を取得している装備品等に用いられる新規の改修用部品又は交換用部品	装備品等基準適合証	
	我が国の適切な公知規格等に適合している新規の標準部品	装備品等基準適合証又は当該部品の公知規格等への適合性を証明する製造者の品質証明書			我が国の適切な公知規格等に適合している新規の標準部品	装備品等基準適合証又は当該部品の公知規格等への適合性を証明する製造者の品質証明書	
(中略)				(中略)			
10. その他 a～c (略) d. 耐空証明書の返納 日本の国籍を有していない航空機を輸出したときは、遅滞なく、当該航空機の耐空証明書を、これを交付した者に返納しなければならない。				10. その他 a～c (略) (新設)			
附則 (令和 年 月 日) 本サーキュラーは、令和 年 月 日から適用する。							
本サーキュラーに関する質問・意見等については、下記に問い合わせること。 a. 航空機 (bの場合を除く。)に係る検査の場合				本サーキュラーに関する質問・意見等については、下記に問い合わせること。 【新造の場合】			

国土交通省航空局安全部安全政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8737 FAX 03-5253-1661 b. 無操縦者航空機又は電気を動力源とする垂直離着陸飛行機若しくはマルチローターに係る検査の場合 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8615 FAX 03-5253-1661	国土交通省航空局安全部航空機安全課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8735 FAX 03-5253-1661 【中古の場合】 国土交通省航空局安全部安全政策課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話番号 03-5253-8737 FAX 03-5253-1661
(中略)	(中略)